

自然再生基本方針の一部変更のポイント

第三次生物多様性国家戦略(H19年11月閣議決定)

生物多様性基本法(H20年6月公布)

<基本戦略>

- I 生物多様性を社会に浸透させる
- II 地域における人と自然の関係を再構築する
- III 森・里・川・海のつながりを確保する
- IV 地球規模の視野を持って行動する

<基本原則>

- 科学的知見の充実と予防的・順応的取組
- 長期的な観点から生態系を保全・再生
- 地球温暖化対策との連携等

<基本的施策>

- 地域ごとの生物多様性の保全・再生
- 地域間の生物移動など有機的つながりを確保、保全
- 地球温暖化の防止に資する施策の推進
- 多様な主体の連携、協働、自発的な活動の促進
- 研究・教育の推進等

これらを踏まえ見直しを実施

ポイント1 地域の自然再生の取組の効果的な推進

- ・自然再生の目標設定、実行、検証を通じた科学的な過程の重要性を強調
- ・二次的自然を対象とした自然再生、地域産業等との連携の重要性を強調
- ・自然再生を地域社会の活性化につなげ、持続性を確保することの重要性を強調
- ・協議会の設立や運営に対する支援を強化 等

ポイント2 生態系の保全・劣化要因の除去の視点と、全国的・国際的視点の強化

- ・残された自然の保全の重要性と、生態系の劣化要因の除去の重要性を強調
- ・国土のランドデザイン、生態系ネットワークを踏まえた全国的、広域的な視点からの取組を強化
- ・地球温暖化による影響も考慮した自然再生の取組の推進 等

ポイント3 学習・研究の推進

- ・学校教育から生涯学習にわたる自然環境学習に当たっての自然再生事業の積極的な活用
- ・自然再生事業の実施と連携した技術の研究開発の推進 等